

J.-J.-Louis Graslin についての覚書き

津田内匠

その特異な価値論によって知られる Graslin は、¹⁾ こんにちまでに多様な評価を受けていたが、かれは第 1 に徹底的な反重農主義者であった。しかしそれの経済学にかんする著述活動²⁾ は 1767 年に限られている。この 1767 年は重農主義運動にとって最悪の年のひとつであった。重農学派は 1763 年の穀物通商自由化の勅令によって最初の政治的勝利をかちえたが、同時にそれにつづく収穫の不良と穀価の急騰とをきっかけとして多くの批判をまねく・学派にとっての反動の時期に向っていった。1767 年前後には、学派内の積極的な経済理論展開の停滞と学説自体の社会的政治的体系化との傾向とあいまって、学派に対する積極的な批判が集中した。すなわち Voltaire は『40 エキュの人間』(Homme aux quarante écus, 1767) により、Forbonnais は『経済学の諸原理と諸考察』(Principes et observations économiques, 1767) により、

1) Graslin の生涯についてはあまり詳細な資料を持ち合わせないが、J. Desmars, *Un précurseur d'Adam Smith en France*, Paris, 1900.(メンガー文庫) pp. 3~40 によれば、つきのとおりである。1727 年かれは Tours に生まれ、Paris で法学を学んで、のち avocat au Parlement の資格をとり、Saint-Quentin の receveur des fermes du Roi に就任し、1758 年 Nantes の receveur général des fermes du Roi の職を買い、Nantes に移住した。これよりさき、かれは Saint-Quentin 時代に数学研究に没頭し、「当時の新科学である政治経済学に接近する・いっさいのものを準備した」、そして 1761 年、「生まれたばかりの政治経済学の発展をヨリよくたどるために」Tours の王立農業協会の membre fondateur となった。重農学派批判は別として、かれの生涯で記すべき事業は 1.) Nantes における最初の manufacture d'indiennes en toiles peintes を創設し、「永い間繁栄する地方産業に躍進を与えた」ことであり、2.) 1772 年、ロアール河の氾濫による Lavau の沼の干拓事業(約 340 ヘクタール)に成功し、「Lavau の住民は王国のどの住民よりも多くの牧場を持った。ほとんどなにもできない沼地の代わりに、かれらはすぐれた牧草地を持った。そしてそのたった 1 アルバンが、もとの土地の 10 アルバンに相当する」と言われたことであり、3.) 1775 年 Dol の沼地(約 900 ヘクタール)の払下げを要求してかちえ、15 年間の努力の末、耕作地に作りかえたことである。こうしてかれは「Mirabeau のまわりのエコノミストたちよりも土地の改良に貢献した」と言われる。かれは

Linguet は『市民法の理論』(Theorie des lois civiles, 1768) により、さらには Mably は『(Mercier de La Rivière 著)「政治社会の自然的・本質的秩序」について経済思想家たちへ提する疑問』(Doutes proposés aux philosophes économistes sur l'ordre naturel et essentiel des sociétés politiques, 1768) によってそれぞれの立場から活発な批判を展開した。それらの論点が、総じていえば、「純生産物」を基軸として農業の資本主義化をめざす土地所有者・借地農階級優先ないし保護の理論およびその政策的帰結としての穀物通商の自由化と土地単税の主張とに向けられたことはいうまでもないが、重農学派に対する Graslin の闇いは、まさにこのような一般的な状況と結びついていた。かれの主著『試論』は Turgot の主宰するリモージュ農業協会の 1766 年度懸賞論文「間接税が土地所有者の収入におよぼす効果の論証と評価」

1780 年商港 Nantes の都市計画をたてたが、「かれの論敵たちがあびせた・根拠のない批判、徹夜の研究、休みない疲労のために」、計画の完全な実現をみずく 1790 年 3 月 10 日に死亡した。

かれの経済思想の形成の上で、注目に値することは、かれの出生地であり幼年時代の成育地である Tours は 18 世紀前半に絹織物で有名な町であり、「幼年時代から Graslin は毎日いわば industrie と commerce の productivité を確かめることができた」こと、かれの親族には fabricants, maître ouvriers, marchands が多くいたこと、また数学研究のかたわら、当時の教育界で支配的であったスコラ学の影響を受け、形而上学的形式論を学び、所有権の理論において、また道徳的観点と経済学的観点とのしばしばの混同において、その影響がみられること、商港 Nantes では Receveur général des fermes の職務上、négociants armateurs とくに Montaudouin 家と交友関係にあったこと——「Nantes はすでに反エコノミスト派の 2 人のおそるべき闘士 Montaudouin, Forbonnais を生みだしていた」(G. Weulersse, *Le mouvement physiocratique en France*, Tom. I. p. 153.) Montaudouin は Gournay 派の 1 人で Bretagne の農業協会の立案者であった——、Forbonnais と文通していたこと、これらの会話や通信によって政治経済学と財政学にかんする新しい局面を開き、職務上、その弊害を知悉していた貧しい納税者に対する圧迫の改革に着手したこと等々である。

2) Graslin の経済学にかんする主要な著作はつき

に応えたものであり、その直接的な狙いは、土地単税を否定し消費と所得を中心とする累進課税を提案することにあったが、表題が示すごとく、かれは重農学説の中心概念であり、土地単税の理論的前提をなす「純生産物」を否定するため、著作の前半を富の分析・価値論にて、欲求と稀少性とともにとづく主觀価値説によってかれの重農主義批判を基礎づけたのである。しかしきれの重農主義批判としての経済思想の特徴は、価値の唯一の原因としての欲求理論とともに、欲求対象に対する権利の根拠としての労働を併置したことにある、さらにこれらを平等主義的な理念で支えたことになる。これらの特徴は他の2著にもみられる。かれは『書簡』では *Mercier de La Rivière* の『政治社会の自然的・本質的秩序』(*Ordre naturel et essentiel des sociétés politiques*, 1767) 批判を通じて労働の生産性を主張し重農学派の不平等体系を非難しており、『試論』と同年にペテルスブルグ経済・農業協会(または自由経済協会)³⁾の1766年度課題「農民が自分で土地を所有すること、あるいは動産だけを所有することは公益にとって有益であるか、またその所有権はどの程度まで拡大さるべきであるか」に応えた『論文』では、欲求と労働と平等主義の観点から、農民に土地所

有だけでなく動産所有をも自営の範囲内で認めるべきであることを結論している。

かれがこんにちまでに受けている多様な評価の主要なものをあげれば、心理的価値論者⁴⁾ Turgot の価値論への影響者⁵⁾、「政治経済学を価値概念に還元した最初の人」⁶⁾、「重商主義者」⁷⁾、「ネオ・マーカンチリスト」⁸⁾、「フランスにおける Adam Smith の1先駆者」⁹⁾、演繹的方法における「Descartes の徒」¹⁰⁾、「社会主義者」¹¹⁾、「平等主義的意識を分かち持つ Rousseau 派」¹²⁾の1人等々である。もちろんここではこれらのさまざまな評価の全容をあきらかにすることはできないが、これらのさまざまな評価の根底をなすと思われる・かれの平等主義的な理念を素描し、それによってかれの思想的立場を多少ともあきらかにしたい。

ここで Graslin の価値論の詳細に立ち入ることはできないが、本稿の主題である平等主義的な側面でその主要な局面を探ぐれば、つきのようである。かれの富の分析はその根底において1つの区別にもとづいている。かれによれば、社会は不平等な、しかも相反する力で、それぞれ欲求充足のために闘う2階級からなる。すなわち「所有者」と「消費者」とである。前者は既得の財を保持し拡大することにつとめ、稀少性すなわち「所有された」対象物の最大価値を富と考え、後者は財獲得の自然的手

4) A. Dubois, "Les théories psychologiques de la valeurs au XVIII^e siècle", dans la *Revue d'Economie politique*, 1897, p. 894.

5) 手塚寿郎「心理的経済価値説の歴史的研究の1節」—チュルゴーの *Valeurs et monnaies* の想源に就いて—『経済学研究』(昭和8年4月); 山川義雄「フランス主觀価値論の形成再論」『早稲田政治経済雑誌』第150号(昭和33年7月)。

6) A. Dubois, Introduction, dans l'*Essai analytique sur la richesse et sur l'impôt*, publié par Dubois, 1911, p. x. (Collection des Economistes et des Réformateurs sociaux de la France).

7) Dupont de Nemours, *Oeuvres de Turgot*, Préface, p. lix.

8) Dubois, Introd., p. xix.

9) J. Desmars, *Un précurseur d'Adam Smith en France*, Paris. 1900. cf. L. Sommer, "Graslin", in *Encyclopaedia of the Social Sciences*.

10) G. Weulersse, *Le mouvement physiocratique en France*, t. I p. 153.

11) G. Rouanet, "Une discussion au XVIII^e siècle", dans la *Revue socialiste*, t. 1, n° 6 (Juin 1885). cf. L. Sommer, *op. cit.*

12) G. Weulersse, *op. cit.* cf. A. Lichtenberger, *Le socialisme au XVIII^e siècle*, Paris 1895, pp. 318 ~322.

のとおりである。i) 『富および租税にかんする分析試論』*Essai analytique sur la richesse et sur l'impôt, où l'on réfute la nouvelle doctrine économique, qui a fourni à la Société Royale d'Agriculture de Limoges les principes d'un Programme, qu'elle a publié sur l'effet des Impôts indirects*. Londres, 1767. [vi], vi, 408 p. 以下『試論』と略記する。—ii) 『セント・ペテルスブルグ経済・農業協会の1766年度課題で賞を獲得した論文』*Dissertation, qui a remporté le prix sur la question proposée en 1766, par La Société d'Oeconomie et d'Agriculture à St. Petersbourg*. S. 1. 1768, pp. 110~154 (小樽商大シェル文庫)。以下『論文』と略記する。—iii) 『エコノミストの学説の基本原理にかんして、セント・ペテルスブルグ経済学アカデミー会員、富および租税にかんする分析試論の著者、グラスラン氏と、『市民日誌』の編集者アベ・ボドー氏との間の書簡』(Correspondance entre M. Graslin, de l'Académie économique de S. Pétersbourg (sic), Auteur de l'*Essai Analytique sur la Richesse, et sur l'Impôt*, et M. l'abbé Baudeau, Auteur des *Ephémérides du Citoyen*, sur un des principes fondamentaux de la Doctrine des Economistes. Londres, 1779. p. 62 (小樽商大シェル文庫)。以下『書簡』と略記する。

3) ペテルスブルグ自由経済協会の性格や当時のロシヤの社会経済史的背景については、渋谷一郎「18世紀末のロシヤ経済思想の1断面—60年代の反農奴制思想—」『経済研究』第10卷、第4号を参照。

段を限られているので、欲求をおさえ、豊富すなわち「欲求される」対象物の僅少な価値を富と考えるのである。Graslin は、重農学派がしなかった・この富の相対立する概念の区別こそ、「政治経済学の主要なカギである」と理解していた(*Essai*, p. 184)。かれはこのような富の相対立する概念がどのようにして発生したか、すなわちこんにちの社会的不平等の根源はなにかをたづねる。かれによれば、「富とは、それがどんな性質のものであれ、またどんな源泉であれ、常に我々の欲求充足にあてられる・すべてのものであって、諸物に価値すなわち富の資格を与えるものは欲求のみである」(*Essai*, p. 24)。したがって富は本来、すべての人間に同等な概念であり、「富はすべての人間が自分の欲求の諸対象に対して持ちうる権利において存在する」(*Essai*, p. 184)。では人間が自分の欲求諸対象に対して持ちうる権利とは何か。「それは自分自身およびその能力以外ではない」。すなわち労働である。したがって「人間の労働と勤勉は自然権である」(*Essai*, 185)。しかし労働は苦痛であり、各人はヨリ少ない労働でヨリ多く獲得しようとして、ここに「各欲求対象を生産する労働の分割」が生じる。各人は自分自身の安樂のために労働するのである以上、この新しい秩序は直接的に労働の「自然的かつ始源的法則」から派生したものであるが、同時にそれは「所有者と消費者の2つの関係のもとでの富の区別」(*Essai*, p. 186)を生ぜしめたのである。かれはさらに、これによって所有権の発生を導き、「数人の者が労働を行なうことなく、全体に対する権利を持つにいたって、多くの事情がこの分割の不平等を助長した」と理解している。かれによれば、それは「実際のあれ架空のあれ、すべての土地所有者」である(*Essai*, p. 188)。なぜなら、かれら、この市民的権利の「特権者たち」は労働の総量になにもつけ加えず、したがって「欲求が一定であって、労働の総量が減少する」のであるから、かれの理解する社会階級の不平等は激化し、それぞれの側で相反する富の概念を生ぜしめるからである。

Graslin は富の2つの概念のうち、経済学が対象とすべきは、「所有者」の富であると理解した。第1に富とは「物の所有なしにはありえない」(*Essai*, p. 58)からであり、第2にそれは「租税を支払いうる唯一のものだから」(*Essai*, p. 70)である。この特異な富の概念の撰択は、かれの平等主義的理念より出る経済学的観点と道徳的観点との混同であるが、ここからかれの特徴的な課税の原則が生じるのである。しかしきれは、その消費と所得を中心とする累進課税によって、ただちに社会における平等が回復できるとは考えていなかった。かれはむしろ

「租税の目的は社会の平等を回復することではありえない。それはただ支払い不能者を全面的に免除し、収入の僅少な者の負担を軽減するために過渡的な不平等を考慮しうるだけである」(*Essai*, p. 344)と考えていた。なぜなら、「現実の不平等の状態では、大部分の人間にとつて、欲求はその僅かな能力によって制限されており、欲求対象はかれらの欲求に無用に提供されている」(*Essai*, p. 349)にすぎないからである。

重農主義体系の基本の1つが所有権の不平等にあり、それにもとづく農業の資本主義的経営が重農学派の理想であるかぎり、Graslin にとって、いっさいの批判は、この土地所有権の不平等に帰着するのである。かれは「自然の秩序に反し、人類に異常な不平等をもたらした領主権制度のもとでは、労働を短縮する諸発明においてさえ、人類は得るよりむしろ多くを失なった」(*Corresp.*, pp. 57~58)と考えていた。こうして Graslin にとって真の平等の回復は、所有の自然的不平等=社会的不平等とする重農学派の原理を否定し、「自分自身で土地を耕作する以外には土地所有者の存在しない」(*Essai*, p. 149)「土地所有耕作者」による社会を実現する以外になかったのである。

さきにのべたように、我々は、Graslin のこうした平等主義的な社会構想を、かれの『論文』にみることができるのである。かれが、その結論において、農民に自営の範囲内で土地所有と動産所有とを認めるべきであるとしたことはすでにのべた。かれはこの結論をひきだすために問題解明にさきだって、「人間を同胞との自然的かつ始源的諸関係において考察し」、土地所有権の根拠をたづねている。かれによれば、土地所有権は本来、収穫の所有権から必然的に生じるものであり、つまり継続的な耕作労働によってのみ正当化されうるものである。したがって土地所有者は本来すべて「土地耕作者」でしかありえない。しかしこの観念は当時としてはむしろ陳腐なものとされつつあった。重農学派自体、その初期においては、自然秩序によって土地所有権の根拠をこの点に認めたが、農業の資本主義的経営をおしすすめる過程で、かれらはこの最初の根拠を放棄し、「前払い」による土地所有権の根拠を確立した。Turgot は学派のこの主張に反対したが、耕作労働による土地所有権の根拠は歴史的に消滅したこと、そしていまや土地所有権の根拠は自然秩序ではなく社会の慣習と契約へと変化したことをあきらかにするためにこそ、耕作労働による土地所有権の根拠をかけたのである。Graslin は全く逆の立場で、これを自然秩序と理解したのである。かれはここで1つの仮定をたて、この仮定を「社会状態」までお

しすすめることによって結論に達するのである。つまり人間がただ 1 種類の生産物しか必要としないものと仮定する。すれば各人は自分の欲求に応じて耕作するだけであり、「土地はすべての人の間で等量に分割され、すべての人のものである」。しかし重農学派および Turgot は人間の能力と慾望の自然的不平等のため土地は等量に分割されえないというのである。Graslin は「諸事実とそれから生じる帰納とを排除し」て演繹をすすめていく。すなわちこの生産物の耕作に若干の器具が必要であれば、人間は 2 種類の労働に分割される。そして双方の階級にとっても、かれらの労働の対象、つまりかれらの唯一の欲求は、この生産物である以上、間接的にしろ直接的にしろ欲求対象としての生産物に対する権利が存在するのには、双方の階級の労働においてである。双方は、生産物に対する平等な権利を持ち、それぞれ他方の階級の労働の成果に対する欲求に応じて交換を行なう。各階級の権利は、交換においては、もっぱら他の階級が自分の階級の労働の成果に対して持ちうる欲求において存在し、この欲求が消滅すれば、権利も消滅する。したがって権利の範囲は欲求の範囲と同じ限界内にある。耕作者の欲求は、一定数の器具に対するそれにすぎないので、耕作者はこの器具の製造に必要なかぎりでのみ労働者階級に自分の生産物に対する権利を与え、労働者の欲求は生産物の一定量にすぎないので、労働者の欲求は耕作者階級が器具を必要とするかぎりでのみ、耕作者階級に自分の労働の成果に対する権利を与えるのである。労働者が耕作者より少ない労働量で土地生産物に対する権利を持つとすれば、耕作者の一部は労働者階級に移動する。この階級間の移動は土地所有の不平等のもとでは不可能であるが、またそれゆえに不平等は激化されるのであるが、土地所有耕作者の体制のもとではこの階級間の移動によって、2 階級は、階級間にも個人間にも永久に均衡を保持しうるというのである。したがって階級間の交換は完全に平等である。この場合 Graslin は、耕作者が排他的土地所有権を持っているかにみえるが、労働者は他の階級がそれなしではすまされない器具の所有権を持っていてことによって、土地の「事実上の共有者」であると考えている。かくてこの仮定においては土地はいぜんとしてすべての人のものであり、土地の生産力はいぜんとして一般の共通的利益である。ある発明によって一方の階級の労働が軽減されれば、さきの階級間の移動とおなじく、この軽減された労働の分は、相異なる階級の個々人間で常に自然に確立される均衡によって、他の階級の個々人の利得へと等しく転化し、両階級の労働間に完全に平等が存在するまで作用する。逆は逆である。Graslin

はこの推論によって、耕作者が自分の耕作地に保証された確かな所有権を持つ場合、所有者によってのみなされる・いっさいの改善によって国家全員の利益となり、不確かな所有権に必然的に伴う衰退は等しくすべての人の損失に転化すると結論するのである。

かれの推論によれば、ただ 1 種類の生産物だけを必要とする・この仮定を拡大し、2 種類の欲求つまり 2 種類の生産物が必要となるとすれば、重農学派のように耕作者階級のみを生産階級とすべきではなく、耕作者も労働者も各欲求対象の生産に直接間接従事する・すべての人間を「唯 1 つの階級」に統合すべきであるということになる。欲求の多様化はただ労働の多様化を生むのみであり、その結論において変動は生じないのである。

かれはさらに、この所有権の安全を保証するために、後見権力が必要となり、この後見権力の労働は内外行政の配慮にあり、他の諸階級の労働の成果に対する・後見権力の権利は、以上と同一の原則によって、この権力が諸機能を担当するに必要な人間の数に比例すると推論し、これこそが「社会状態」であり、同時に「同一の後見権力のもとで統合されたすべての人間の労働の交換の秩序の最終条件」にはかならないとのべている。重農学派においても、後見権力は所有権と自由を保証するものとして機能したが、Graslin にあっては後見権力は自営の範囲内での所有権の制限と平等とを保証するものとして機能するのである。しかも不当な強大な後見権力は、農民が強いられる隸従、領主権と同じく、新発明による各階級の労働の軽減の場合の逆の作用をする。Graslin は農民の動産の蓄積を否定したのではない。かれは農民による動産の蓄積は、農民が自営の耕作を放棄しないかぎりその階級の他の階級の生産物に対する欲求を減じて、新発明の場合と同様の効果を生むものと考え、「このことはすべての人間の最大の富をもたらし、すべての人間の期待しうる最も幸福な状態をもたらす」とのべている。

しかしきれは、領主権が絶対に必要である場合には、元首がすべての土地所有権を統合することによって、「元首のみならず国家全員の利益」であると考え、「土地所有耕作者」による場合と比較して、ただ土地改善の利益がおろそかになるにすぎないと理解している。

以上は Graslin の『論文』の骨子である。かれは、重農学派が純生産物を唯一の富と主張しているという誤解にもとづいて重農学派批判を出発させ、またかれ自身は富と価値とを同一語として使用する誤りをおかしたが、当時価値論の昏迷のなかにあった重農学派内の状況と、Voltaire の土地単税批判が単なる諷刺にとどまり、For-

bonnais の批判が重商主義体制の誤りによって重農主義体制の誤りをおきかえるにすぎなかつた反重農学派内の状況とをみれば、論敵 Baudeau が認めたように Graslin は「〔重農学説〕の公然たる敵をもつて自任しているが、事実その記述と批判の方法とによって、反エコミストの著述家たちのうちで卓越した地位を占めるにふさわし」(*Corresp.*, p. 8) かったとも言えるし、また重農学派による果敢な土地集中の進行下にあっては、そのかぎりでかれは、Rousseau, Mably, Linguet の側にあったとも言えよう。したがつてまた、かれはかれ自身重商主義の誤りを持ちながら、「重農学派にとっては Forbonnais よりも危険な敵」¹³⁾ であったわけでもあるが、にもかかわらずかれは、重農学派批判の根本において最も脆弱であった。すなわちかれは、その所有権の観念とそれを正当化する自然秩序の観念とを、すでに重農学派によって破棄された地点に押しとどめ、先史時代的な平等社会をた

13) G. Weulersse, *op. cit.*

んに自己の時代まで演繹したにとどまり、その限りで重農主義的な「合法專制君主」政体をかれの抽象的な平等理念に適合させたにすぎなかつた。かれは「土地所有耕作者」を構想しながら、同時に土地所有者は「名誉にかけて祖国の幸福のためにすべてを投げだし、それと交換に名誉だけを受けとる」が、「自領にとどまって、かれらがひきだすものを土地に返す」ことによって土地所有権はそれ自体 respectable なものとなり、土地所有者は「国民の魂」(*Essai*, p. 57) であると理解したのである。かれはその平等主義の理念において Rousseau の意識を分かち持ち、Mably の『フォシオンの対話』(*Entretiens de Phocion*) に賛同したが、Rousseau の人民主権による平等主義に徹せず、また Mably のごとく私有財産の否定にいたらなかつた。Graslin は、終始重農学派を批判した。しかしきかれは、みずから抽象的な平等主義の構想のなかに資本の問題を解消して、重農学派に対する資本の分析を放棄した。要するにかれの平等主義は、かれの主觀価値説の「パラドックス」(*Essai*, p. 32) をでなかつたのである。